

○下関市営住宅入居者選考委員会規則

平成17年 2 月13日

規則第242号

(趣旨)

第1条 下関市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、市営住宅（下関市営住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第272号）第2条第4号に規定する市営住宅をいう。）の入居に関する重要事項を審議する。

(設置)

第2条 委員会は、下関市役所内に置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長各1人及び委員若干人をもって組織する。

(任期)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、欠員に伴う補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 市理事者代表

(2) 公益代表

(3) 一般有識者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は副市長を充て、副委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、市長の要請により委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 委員会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

4 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

5 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月7日規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。